

東弁25人第257号
2013年10月29日

警視庁

警視総監 西村 泰彦 殿

東京弁護士会

会長 菊地 裕太郎

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴庁に対し、下記のとおり警告をいたします。

記

第1 警告の趣旨

2009年5月15日午前2時頃、貴庁光が丘警察署（以下「光が丘警察署」といいます。）所属の警察官であるB氏は、申立人に対し、本件被疑事件（申立人が自転車の撤去料を支払わずに練馬区の自転車集積所から自分の自転車を持ち帰ったことが窃盗とされた被疑事件）の被害届が練馬区から提出されている旨の虚偽の事実を告知し、自転車の盗難届を提出してあるという申立人の主張に耳を貸さず、およそ1時間、申立人に執拗に光が丘警察署への同行を求め続け、同行させたことは、必要性、緊急性および相当性を欠き、任意処分としては許されない違法なものであり、適正手続の保障（憲法31条）を侵害した行為であったと認められる。

さらに、同月23日、光が丘警察署の職員であるC氏及びB氏が、同署内において、申立人が泣いて拒否しているにもかかわらず、「そういう決まりだから。まあまあ大丈夫だから。次がつかえているから早くして。」と急き立てて強引に、被疑者として同人の指紋を採取し、正面と横向き顔写真を撮影したことは、正当な理由のない中、申立人の意思に反した指紋及び顔写真の採取又は収集行為を行ったものと言え、憲法上の適正手続の保障（憲法31条）を侵害する行為があったと認められる。

よって、貴庁に対し、今後以上のような違法な捜査行為を二度と行わないよう警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

(1) 前提事実

申立人は、2009年4月9日朝、地下鉄赤塚駅の向かいのファミリーレストランの駐輪場を自転車の駐輪場所として利用し、地下鉄に乗って仕事に向かった。申立人が当日夜に仕事から帰宅して当該駐輪場に戻ったところ、自転車は所在不明になっていた。そこで、申立人は、同月14日、自転車の盗難届を交番に提出した。

その頃、練馬区（なお、同区は、同区都市整備公社（現「練馬区環境まちづくり公社」）に対し、放置自転車対策業務を委託していた。）は本件条例に基づき、当該自転車を公道上から撤去し、同区の自転車集積所に保管した。

申立人は、同年5月8日、練馬区の自転車集積所から自転車を持ち帰った。その際、申立人は、同所の職員に対し、当該自転車について盗難届を出していることを説明した。そして、申立人は、現金の持ち合わせがないことを理由に、後で撤去料を支払うと言明して、自転車の撤去料を支払わないまま、自宅へ自転車を持ち帰った。申立人は、自転車集積所の職員に対して暴力を行使したり脅迫的な言辞を用いたりすることはなかったが、同職員は、申立人に対して、自転車の持ち帰りを許可する旨を表明しなかった。

練馬区は、本件被疑事件を窃盗事件として、光が丘警察署に通報した。

申立人は、同年5月23日、4000円の撤去料を同区に対して支払った。練馬区は、同年7月末頃、窃盗事件の被害届を光が丘警察署に提出した。もっとも、練馬区は、光が丘警察署の依頼に基づいて上記被害届を提出したのであり、同署に対しては、既に本件被疑事件は解決しているので、練馬区（都市整備公社）としてはこれ以上問題にするつもりはないと念を押していた。

(2) 任意同行

2009年5月15日午前2時頃、光が丘警察署の警察官であるB氏ら2名が、本件被疑事件に関し、逮捕令状の発付を受けていない中、一人暮らしの申立人宅を訪ねた。その際、B氏は、申立人に対し、既に本件被疑事件の被害届が練馬区から提出されているという事実を告知したが、同区は当該時点においては未だ被害届を提出していなかったと認められる。したがって、B氏は申立人に対して意図的に虚偽の事実を告知したと認められる。

さらに、B氏らは、申立人が自転車の盗難届を提出したという主張に耳を貸さず、およそ1時間、継続的に光が丘警察署への同行を求め続け、その結果、申立人を同署へ同行させた。

(3) 指紋採取と写真撮影

2009年5月23日、光が丘警察署の警察官であるC氏及びB氏は、光が丘警察署内において、申立人が泣いて拒否しているにもかかわらず、「そういう決

まりだから。まあまあ大丈夫だから。次がつかえているから早くして。」と急ぎ立てて強引に、被疑者として同人の指紋を採取し、正面と横向きの顔写真を撮影した。

なお、この点に関し、同年11月6日、光が丘警察署のD刑事組織犯罪対策課長及びE地域課長代理は、申立人に対して謝罪を行い、D氏は申立人の指紋及び顔写真のデータの抹消を約束した。そして、2010年1月19日、D氏は弁護人に電話し、申立人の指紋及び顔写真のデータを抹消したことを言明した。

2 評価

(1) 任意同行の人権侵害性について

刑事訴訟法は、捜査において強制処分を用いる場合は、法に特別の定めがある場合に限るとしている（197条1項）。任意処分であっても、市民の何らかの法益を侵害し、又は侵害するおそれがあるため、必要性、緊急性なども考慮した上、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容され、これらが認められない場合の任意処分は違法というべきである（最高裁昭和51年3月16日第三小法廷決定等参照）。

本件においては、被疑事実は自転車盗という微罪で、任意同行を求めたのは事件から既に1週間経過した後であり、深夜2時に申立人から事情を聞く必要性や緊急性があったとは認めがたい。また、深夜2時に一人暮らしの女性宅に複数の男性警察官が訪れ、練馬区から被害届が提出されていると虚偽の事実を伝え、さらに、申立人が被害品は自分の自転車ですれについて盗難届も提出していると指摘しているのに、まったく耳を貸さず、およそ1時間にもわたって、申立人に執拗に同行を働きかけ、その結果、同行させたことは、明らかに相当と認められる限度を超えており、違法である。

なお、犯罪捜査規範100条には、任意捜査における承諾は、強制し、またはその疑を受けるおそれのある態度もしくは方法をとらないなどと定めており、B氏の行為は、かかる規定にも反するものである。

以上のとおり、本件の任意同行は、刑事訴訟法の規定に反し、申立人の適正手続の保障（憲法31条）を侵害するものであったと認められる。

(2) 指紋採取、写真撮影の人権侵害性について

指紋及び顔写真は自己に関わる重要な情報に該当し、これらを正当な理由なく意思に反して採取又は収集することは、憲法上の適正手続の保障（31条）及びみだりに指紋の押なつを強制されない自由ないし肖像権（13条）を侵害する行為に該当する。また、指紋及び顔写真の採取又は収集は、刑事訴訟法218条1項で原則として令状が必要とされており、同条3項で「身体の拘束を

受けている被疑者」の場合、無令状での写真撮影等が許されているに過ぎないから、同法上も違法と評価できる。

光が丘警察署の職員であるC氏及びB氏が、同署内において、申立人が泣いて拒否しているにもかかわらず、「そういう決まりだから。まあまあ大丈夫だから。次がつかえているから早くして。」と急き立てて強引に、被疑者として同人の指紋を採取し、正面と横向きの顔写真を撮影したことは、正当な理由なく、申立人の意思に反した採取又は収集行為に該当する。なお、前述のとおり、この点に関し、同署は申立人に対して謝罪し、申立人の指紋及び顔写真のデータを抹消したことを言明した事実が認められるが、かかる同署の行為は、正当な理由なく、申立人の意思に反した指紋及び顔写真の採取又は収集行為を行ったことを自認するものとも評価できる。

以上のとおり、光が丘警察署の職員であるC氏及びB氏が、申立人の指紋を採取し、正面と横向きの顔写真を撮影した行為は、適正手続の保障（憲法31条）及びみだりに指紋の押なつを強制されない自由ないし肖像権（13条）を侵害する行為であり、刑事訴訟法上も違法であったと認められる。

よって、頭書のとおり警告する。

以上